

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 10 月 24 日現在

機関番号：37404

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730010

研究課題名(和文)近代日本における「雇用契約」および雇用法理論の法史学研究

研究課題名(英文)The study of Japan Legal History of the Theory on the Employment Contract in Modern Japan

研究代表者

宇野 文重(FUMIE, UNO)

尚綱大学・比較文化学部・准教授

研究者番号：60346749

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、明治前期の下級審における雇用契約訴訟を素材に、幕藩期には「家」の<主人奉公人>として身分的要素が濃厚であった雇用契約関係が、西洋近代法の継受によって受けた影響を検討したものである。

具体的には、幕藩期には制禁であった被用者から雇主に対する給金支払請求訴訟と、雇主への従属性が最も強い弟子奉公契約を分析し、契約当事者の意思や「人身ノ自由」を重視する点に西洋法の影響を看取できるとともに、身元保証人の責任や共同体の法意識には幕藩期からの連続性が確認できた。また、明治民法では「家」から排除された奉公人を、「世帯」概念を媒介にして「家」成員に含める学説が1920年代に登場したことを指摘した。

研究成果の概要(英文)：This study analyzes the influences of Western Law upon the contract of employment in Edo-period. The contractual relationship is feudalistic "master and servant" in "IE". I adapted a method which analyzes judgments by lower courts Tokyo, Ibaraki, Tokushima, etc. distinct courts. I clarify the influences of Western Law, (1) Respect for the intention of the parties to the contract, (2) "Personal liberty" as a worthy idea. On the other hand, I confirm a continuity of awareness about "law" in Edo-period, (1) Responsibility on a guarantor of a servant, (2) Concept about "law" in local community "MURA". And I point out about the importance of new theory of family Law, 1920-1929, that argues containing servants as the membership of "IE" by concept of household. This theory, advocated by SHIGETHO HOZUMI, refer to ZGB(Swiss Civil Code).

研究分野：日本近代法史

キーワード：雇用法史 明治前期民事判決原本 明治期の弟子年季奉公契約 明治期小学校教員雇用契約 明治6年太政官布告242条 「家」制度 明治民法と大正改正要綱 穂積重遠

1. 研究開始当初の背景

2008年制定の雇用契約法並びに進行中の民法典改正をめぐる議論において、最も重要な論点の一つは、「契約」概念をどう捉えるかという問題である。中でも雇用契約は、民法§633以下に典型契約の一つとして規定されるとともに、当然に労働法領域にも規定が存在するため、両者の相違点をめぐる議論をはじめ、民法の雇用契約規定の存在意義自体も問われている。

本研究は、こうした現行法上の議論を念頭に、現行民法の立法前後、すなわち明治期における雇用契約に関する訴訟および法理論の分析を通じて、近現代日本における「契約」概念の一端を解明することを試みる。歴史実証的な「契約」概念と歴史的な文脈の再検証は、現行法上の論点としても一定の意義を有するといえる(現行民法学研究の背景)。

他方、豊富な研究蓄積のある雇用法史研究の中で、19世紀末～20世紀初めにかけての時期は比較的先行研究が少ない“エアポケット”となっている。西洋法の継受によって<主人 奉公人>関係が「法」のレベルで変化したのか/しなかったのかを実証的に分析することは、近代雇用法史研究および近代法継受研究にとって重要な研究課題の一つである。同時に、当該期に高い関心をもつ近接学問領域(経済史、歴史学、農村社会学など)の研究にも有用な知見を提示できる(法史学研究の背景)。

2. 研究の目的

研究の主たる目的は以下の3点である。

第一に、歴史実証的な裁判例分析と立法過程の検証および法学説の検討を通じて、現行民法上の「契約」ないし「雇用契約」概念を再検証する視点を提供することである。

第二に、近世期の<主人-奉公人>関係が西洋法継受によって「近代化」されたか否かを具体的に検証することで、「近代化」という概念そのものを見直し、考察を深めることである。

第三に、近世までは家長の血縁者とともに「家」の成員に含まれていた奉公人が、西洋法を継受した明治民法の中では「家」から排除されていく過程を跡づけ、「家族」/「家」概念の歴史的展開をそのメンバーシップという観点から考察することである。

3. 研究の方法

本研究は、近代日本における「雇用契約」に関する法的紛争を主な素材に、雇用をめぐる法理論や法観念を分析し、19世紀末～20世紀初頭の雇用契約の実態に迫るとともに、日本における「雇用」概念さらには「契約」概念を歴史的に再検証することを試みるために、次のような方法で課題に取り組んだ。

第一に、「明治期民事裁判例の蒐集および解析」である。19世紀後半の下級裁判所における雇用に関する民事判決(雇用契約履行に関する請求、賃金の支払に関する請求、奉公人取戻訴訟など)を蒐集し、解析を行った。判決は、国際日本文化研究センターの民事判決原本データベースを利用した。

第二に、「民法典における雇用契約法理論の分析」という課題について、立法資料と法学および法学以外の雇用に関連する当時の文献等を素材として分析を行った。具体的には、明治民法の雇用規定の起草者である穂積陳重の法理論を中心に、法典調査会議事速記録等の議論を分析しつつ、その背景にある「雇用」ないし「奉公」に対する社会的評価も含めて検討を試みた。

第三に、「明治民法施行後の雇用法学説史の検討」という課題について、明治民法施行後の雇用契約・雇用関係をめぐる法学説の分析を試みた。明治以降の「奉公」や「忠義」といった価値観が喪失されていくと理解されている歴史過程について、「家」と奉公人との関係ないし身分法理論との関連性という観点からも検証した。

4. 研究成果

研究の成果として(1)明治前期雇用関係訴訟の態様の解明、(2)明治前期雇用関係訴訟における西洋法思想の継受と近世期の法観念との連続性についての考察、(3)明治前期の雇用形態と共同体の法規範についての分析、(4)明治民法施行後における「家」と奉公人の関係に関する言説・学説分析などが挙げられる。

(1)について、日本国際文化研究センターの民事判決原本データベースにて、訴訟事件名に「雇/被雇」、「奉公」、「弟子」、「徒弟」、「給金」、「給料」等が含まれる事案を800件以上確認した。これらを分類すると、明治6年太政官布告第242号「訴答文例」第12条「奉公人違約ノ訴訟」に該当する訴訟(雇用主による奉公人または弟子奉公人取戻訴訟、被用者による給金支払請求訴訟等)、請負的契約(訴訟代人、乳母、大工、芸人等)における契約違反の訴訟、人身売買的契約をめぐる訴訟(妾契約、芸娼妓契約、不法な妾契約斡旋に対する刑事判決等)などが存在することが明らかになった。

(2)について、幕藩制において重要な「忠」という規範を最も明確に顕現する、すなわち<主人 奉公人>という封建身分的要素が最も顕著な「弟子年季奉公人」をめぐる訴訟を素材に、西洋法思想の継受と近世的法観念の連続性の双方の要素が存することを明らかにした。すなわち、逃亡した弟子奉公人の身柄取戻請求は、明治5年太政官第295号布告を適用して「人身ヲ束縛」するものとして否定され、奉公人の「人身ノ自由」と本人の意思の尊重という西洋法

思想を継受していること、雇用主と奉公人との人的・情義的關係に配慮し、身元保証人の重責を容認するなど近世以来の雇用紛争の解決手法が継承されていること、雇用主側の損失に対しては契約書(奉公人請状等)の記載に基づいて損害賠償を算定するにとどめるという判例法理が確立していること、さらにこの法理の存在が、20世紀以降の雇用関連訴訟が損害賠償を請求するものに収斂されていくという現象の歴史的前提となった可能性を指摘した。

(3)について、明治10年代の小学校教員による給与支払請求訴訟と村の指導者層における「法」觀念の乖離について明らかにした。「村立」=公立の小学校の正式な教員として採用されたとして給与支払を求める原告側と、実質的に村の公立学校として扱いつつも国家法(教育令)レベルでは私立学校に過ぎないとして支払を拒否した戸長および行政村との紛争を通して、共同体における伝統的な法ないし契約觀念(旧慣)と、国家機関の末端として位置付けられた戸長など村の指導者層との法に対する認識の相違を明らかにし、「小学校教員」という明治期に新たに登場した職業における雇用契約の実態等について考察した。

(4)明治以降、「忠」という規範を中核とする<主人-奉公人>關係において「情誼」が失われてきたと嘆く言説は多く見出せるが、1910年代以降は工業化や資本主義經濟の進展により、労使關係や地主小作關係はさらに動揺をきたし、1920年代には労働争議調停法や小作調停法等が制定される。背景には農村共同体や労使關係における紛争解決機能の低下や家父長的温情主義の希薄化が指摘される。政府も国民統合の強化のために、民法の身分法(現在の家族法)改正を重要課題とした。この大正期の民法改正を主導した穂積重遠は、一般には女性や子どもの権利を擁護した点が高く評価されているが、彼は同時に法律上=戸籍上の「家」が社会的実態と乖離している現状を克服することを最も重要な課題とした。穂積はその課題克服の方法として、共同生活の実態である「世帯」そのものを法律上の「家」として規定することを構想し、スイス民法331条2項が「僕婢徒弟使用人」を「家長の親族」とともに「家族」として「家」の成員に含んでいることを高く評価し、同規定を日本でも採用することを主張した。ここには、家族共同生活の実態(家事奉公人も含む)を法規範化するという目的と、主従間と血族間のそれぞれの情誼的結合が「家」を媒介にして結び付けられることで、「家父」の「温情」に基づく「平和的」な「家」が法制化され、また「家」の団体性が強化される側面があったことを指摘した。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)
宇野文重「明治10年代の小学校教員の雇用契約と「むら」 徳島始審裁判所「小学校教員給料催促ノ訴訟」を素材に」『尚綱大学研究紀要 人文・社会科学編』46号(2014年3月)

宇野文重「明治前期「弟子年季奉公人」の雇用契約をめぐる下級審判決の分析」『法政研究』第81巻3号(2014年12月)

白水隆・宇野文重「非嫡出子相続分最高裁違憲決定 非嫡出子をめぐる“事柄の変遷”」『法学セミナー』731号(2015年10月)

参考
(書評)宇野文重「七戸克彦『現行民法典を創った人びと(1)~(30・完)』」『法制史研究』63号(2013年3月)

〔図書〕(計3件)
宇野文重「学説史 日本法制史」比較家族史学会監修『現代家族ペディア』(弘文堂、2015年11月)

宇野文重「中川善之助 身分法学の「父」と戦時」、『青山道夫 教養主義時代の学際的家族法学者』、小野博司・出口雄一・松本尚子編『戦時体制と法学者 1931~1952』(国際書院、2016年3月)

宇野文重「明治民法「家」制度の構造と大正改正要綱の「世帯」概念 立法と司法における二つの「家」モデルと<共同性>」加藤彰彦・戸石七生・林研三編『家と共同性 家社会の成立・展開・比較』(日本經濟評論社、2016年8月刊行予定)

〔学会発表〕(計1件)
比較家族史学会第57回研究大会
2015年6月20、21日、於：札幌大学
<シンポジウム「家と共同性」>
宇野文重「明治民法「家」制度の構造とその展開 二つの「家」モデルと生活共同体」

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：

出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

(宇野 文重(FUMIE, UNO)
尚綱大学 比較文化学部 准教授)

研究者番号：6 0 3 4 6 7 4 9

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：